

子ども・子育て支援新制度について ～こども園ひがしどおりについて～

～教育委員会より～

国の法律に基づき、就学前の子どもの教育・保育、地域子育て支援の充実を図るため、新たな制度が平成27年4月より本格的にスタートします。

◆新制度施行に伴い、村内の認定こども園「こども園ひがしどおり」は次のことが変更となります。

- 1) 「保育所型」から「幼保連携型」となり認可幼稚園と認可保育所が連携した認定こども園となります。
- 2) 満3歳以上の子どもには、1日4時間の学校教育に位置づけられた教育が行われます。

※ 利用手続きは、広報ひがしどおり11月号で掲載したとおり基本的には変わりません。

(平成27年4月から入園希望のある方はお早めに下記問い合わせ先にご連絡ください。)

◆施設の名称及び設置者等

- ・名称：幼保連携型認定こども園「こども園ひがしどおり」
- ・場所：東通村大字砂子又字沢内9番地35
- ・設置者：「社会福祉法人清隆厚生会」 理事長 坂崎隆浩

◆「こども園ひがしどおり」運営等

- ・利用定員：220名(幼稚園部45名、保育園部(3歳以上)115名、保育園部(3歳未満)60名)
- ・開所時間、利用料(保育料)等

区分	開所時間	休園日	保育料
幼稚園部	8:30～16:30	土曜・日曜・祝日・ 年末年始	4～8月は26年度の所得割額、9～3月は27年度の所得割額に応じて決定されます。
保育園部 (保育短時間) パートタイム就労を 想定した利用時間	8:30～16:30	日曜・祝日・年末年始	4～8月は26年度の所得割額、9～3月は27年度の所得割額に応じて決定されます。
保育園部 (保育標準時間) フルタイム就労を 想定した利用時間	7:00～18:00	日曜・祝日・年末年始	4～8月は26年度の所得割額、9～3月は27年度の所得割額に応じて決定されます。

※保育料の詳細については後日お知らせいたします。

◆「こども園ひがしどおり」教育・保育の方針

- ・保育理念：一人ひとりの子どもに「健康教育・遊びを通じた知育・芸術的感性」など豊かに生きるための基礎が身に付くようにします。その際、「椀沢・坂崎保育メソッド」を中心に据え保育を展開します。
- ・保育目標：からだとあたまを使って遊んで学ぶ子(日進)、思いやりのある子ども(感謝)

◆その他実施している主な事業

- ・地域子育て支援拠点事業、休日・延長保育事業、少人数制クラス編成事業、障害児保育事業、病児(体調不良)対応保育事業、幼児教育事業

※村では、通園バスを運行していますので、村内の児童(3歳以上)は、ご利用ください。

◇「こども園ひがしどおり」に関するお問い合わせ先

・こども園ひがしどおり ☎ 31-0201

・東通村教育委員会 ☎ 27-2111 (内線341、342)